

【資料編】

【資料編】

『札幌市議会政務活動費の交付に関する条例』

『札幌市議会政務活動費の交付に関する規則』

『政務活動費に関する取扱要領』

『札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱』

○札幌市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、札幌市議会における会派又は所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、札幌市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に交付する政務活動費の月額は、40 万円に各月 1 日（議員の任期が開始する日の属する月にあつては、当該任期が開始する日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月の 10 日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、順次これを繰り上げた日。次項において同じ。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、四半期の途中において議員の任期が満了する場合においては、当該四半期の最初の月から任期が満了する日の属する月の前月（当該任期が満了する日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月）までの月数分の政務活動費を当該四半期の最初の月の 10 日に交付し、任期が開始する日の属する月から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費については、当該任期が開始する日から起算して 10 日以内に交付する。

4 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が基準日に当たる場合は、当月）から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費を、当該結成された日から起算して 10 日以内に交付する。

- 5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派において一四半期の途中の基準日における所属議員数が増加した場合には、増加後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額と既に交付した政務活動費の額との差額を、当該基準日の属する月の10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、順次これを繰り上げた日)に交付する。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派において一四半期の途中の基準日における所属議員数が減少した場合には、当該会派は、既に交付を受けた政務活動費の額と減少後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額との差額を返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月の翌月(当該解散した日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費の保管及び経理の状況を明確にするため、経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別記様式により、当該交付を受けた年度分の政務活動費について、収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これを交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定により収支報告書を提出する場合においては、使途の透明性の確保を図るため、領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

(議長の調査)

第8条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。
(政務活動費の返還)

第9条 その年度において会派が交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条の経費の範囲内で当該会派が支出した額の総額を控除して残余がある場合には、当該会派は、当該残余の額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
2 札幌市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「費用弁償の額」の次に「、議会の会派に交付する政務調査費の額」を加える。

- 3 平成22年4月1日から平成23年5月1日までの間に交付することとなる政務調査費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の95を乗じて得た額」とする。
4 平成26年7月1日から平成27年5月1日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の95を乗じて得た額」とする。

- 5 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 90 を乗じて得た額」とする。
- 6 令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 60 を乗じて得た額」とする。
- 7 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 90 を乗じて得た額」とする。

附 則(平成 14 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 10 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び第 10 条の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書の提出、保存及び閲覧について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 3 項の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書の提出について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費のうち、施行日以降の分として交付された額については、改正後の札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費とみなす。
- 3 前項の政務調査費のうち、施行日前までの分として交付された額に関する収支報告書の提出等に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年条例第 30 号）

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 30 号）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 20 号）

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

項目	内容
調査研究費	会派又は所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は所属議員が政務活動に必要な研修会等を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う政務活動に必要な研修会等に参加するために要する経費
広報広聴費	1 政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために要する経費 2 政務活動、議会活動又は市政に関する市民の要望又は意見の聴取、市民相談等を行うために要する経費
要請陳情活動費	会派又は所属議員が要請陳情活動を行うために要する経費
会議費	1 政務活動に必要な会議を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う意見交換会等政務活動に必要な会議に参加するために要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	政務活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費

年 月 日

札幌市議会議長様

会派名

代表者名

政務活動費収支報告書について

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例第７条の規定により別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別記様式（その２）

政務活動費収支報告書

会派名

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		
3 残額	円	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○札幌市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、年度ごとに、政務活動費交付申請書（様式 1）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費交付申請書に記載した事項に変更が生じたときは、政務活動費交付申請書記載事項変更届（様式 2）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（様式 3）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、政務活動費交付申請書の提出があった場合は、交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該額を政務活動費交付額通知書（様式 4）により当該会派の代表者に通知するものとする。

2 市長は、政務活動費交付申請書記載事項変更届に基づき、交付すべき年度分の政務活動費の額を変更した場合は、当該変更後の額を政務活動費交付額変更通知書（様式 5）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第 4 条 議長は、条例第 7 条の規定により提出された収支報告書の写し及び領収書等の写しを市長に送付するものとする。

(経理の方法)

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派は、次に定めるところにより、政務活動費に係る経理を行わなければならない。

(1) 会派の代表者が支出の決定を行うこと。

(2) 経理責任者は、会派の代表者が発行した収入支出伝票に基づいて出納を行うこと。

- (3) 経理責任者は、支払に当たっては、領収書を徴すること。ただし、領収書を徴し得ない経費について支払を行う場合には、会派の代表者が発行したその支払を証明する旨の書面をもってこれに代えることができる。
- (4) 経理責任者は、政務活動費専用の預金口座及び会計帳簿を調製し、その管理を適正に行うこと。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、前項の規定により取り扱った会計帳簿等の書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(期限の特例)

- 第6条 収支報告書の提出の期限が、札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(委任)

- 第7条 条例第10条第2項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（昭和43年規則第72号）
- (2) 札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の施行細則（昭和43年規則第73号）
- 3 前項の規定による廃止前の札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則第1条の規定により交付された調査研究費に係る決算状況の報告については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により行われた交付申請、交付決定及び交付請求のうち、平成25年3月分の政務調査費

に係る交付申請、交付決定及び交付請求については、改正後の札幌市議会政務活動費の交付に関する規則の規定により行われた政務活動費に係る交付申請、交付決定及び交付請求とみなす。

- 3 札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第1号）による改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費のうち、平成25年2月までの分として交付された額に関する経理の方法については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第10号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和6年度以降の分として交付された政務活動費に係る札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）第10条第2項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧について適用し、令和5年度以前の分として交付された政務活動費に係る同項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧については、なお従前の例による。

様式 1

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(札幌市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

政務活動費交付申請書

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第２条第１項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 会派の名称 | |
| 2 | 会派結成年月日 | |
| 3 | 代表者名 | |
| 4 | 経理責任者名 | |
| 5 | 所属議員数 | 人(年 月 日現在) |
| 6 | 交付申請額
(年度分) | 円 |

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(札幌市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

政務活動費交付申請書記載事項変更届

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数	人	人	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(札幌市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

会派解散届

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日

年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

	第	号
	年	月 日
様		
	札幌市長	印
政務活動費交付額通知書		
年	月	日
付けで提出のありました政務活動費交付申請書に基づき、下記のとおり決定しましたので、札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。		
記		
1	年度政務活動費交付決定額(年額)	
		円
	(月額	円)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 5

	第	号
	年	月 日
様		
札幌市長	印	
政務活動費交付額変更通知書		
年 月 日付けで提出のありました政務活動費交付申請 書記載事項変更届に基づき、下記のとおり決定しましたので、札幌市議会 政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。		
記		
1	年度政務活動費交付決定額(変更後の年額) 円 (年 月分から月額 円)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

○ 政務活動費に関する取扱要領

平成 17 年 3 月 24 日	議会改革検討委員会決定
平成 19 年 2 月 28 日	一部改正
平成 22 年 2 月 26 日	一部改正
平成 25 年 2 月 25 日	一部改正
令和 2 年 12 月 9 日	一部改正
令和 4 年 2 月 25 日	一部改正
令和 7 年 1 月 24 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定める政務活動費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(支出内容)

第 2 条 条例別表に掲げる項目ごとの支出内容は、次の表のとおりとする。

項 目	支 出 内 容
調 査 研 究 費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
研 修 費	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
広 報 広 聴 費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要 請 陳 情 活 動 費	印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
会 議 費	会場費、印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費、出席者負担金・会費等
資 料 作 成 費	印刷製本費、翻訳料、備品（消耗品）購入費・リース代等
資 料 購 入 費	図書購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	報酬・日当、通勤費、社会保険料、雇用に伴う事務経費等
事 務 所 費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品（消耗品）購入費・リース代等

(支出対象外の経費)

第 3 条 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- (1) 餞別、慶弔、見舞等の交際費的経費
- (2) 飲食経費（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）
- (3) レクリエーション経費
- (4) 選挙活動に要する経費

- (5) 政党活動に要する経費
- (6) 後援会活動に要する経費
- (7) 私的活動に属する経費
- (8) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーに要する経費
- (9) その他、政務活動の目的に合致しない経費
（支出基準等）

第 4 条 会派が、会派所属議員に政務活動を分担させるため政務活動費を概算をもって交付する場合は、当該議員から、事前に政務活動実施期間、政務活動事項、概算見積額、使途内訳等を明示した支出計画を提出させるとともに、当該政務活動が完了したときは、領収書等の支出を証する書面を添えて精算を行うものとする。

- 2 政務活動費を支出する場合は、活動の実態に応じつつ、合理的な按分割合によるものとする。
- 3 会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合は、当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにして行うものとする。
- 4 市外に出張する場合の旅費の支出にあたっては、札幌市の旅費規程を準用するものとする。
- 5 政務活動に必要な会議（研究会、研修会等を含む。以下同じ。）を開催したとき、又は、他の団体が開催する政務活動に必要な会議に参加したときは、当該会議に係る案内、資料等の書類を会派若しくは所属議員において保管するものとする。
- 6 会派所属議員が、政務活動のため市外に出張したときは、速やかに出張報告書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 7 作成した資料等は、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 8 広報及び広聴活動に係る資料、記録等は、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 9 政務活動を補助する職員を雇用したときは、その者の氏名、性別、住所、生年月日及び雇用期間を記載した補助職員雇用台帳を会派に備えるとともに、雇用契約書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 10 前項に規定する雇用補助職員のうち、専ら政務活動の補助業務に従事する職員を除き、政務活動の補助業務以外の活動にも従事している者に係る人件費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、負担額を明らかにして行うものとする。
- 11 会派又は所属議員の事務所を政務活動の拠点として利用し、その事務所に係る経費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、政務活動費の負担額等を明らかにして行うものとする。

12 前項に規定する事務所に係る経費のうち、事務所の賃借料を支出する場合は、賃貸借契約書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。

13 備品の購入等に当たっては、次に定めるところによる。

(1) この要領における「備品」は、性質や形態を変えことなく、おおむね1年以上の耐用年数をもち、かつ1件の購入価格が税込み10万円以上の物品をいい、いずれかを満たさない物品は「消耗品」とする。

(2) 備品を取得したときは、品名、購入年月日、購入価格、設置場所、耐用年数、備品登録年月日、抹消登録年月日及びその理由を記載した備品台帳を会派に備えるものとする。また、物品をリース又はレンタル契約した場合は、品名、契約先、契約期間、契約金額及び設置場所を記載した借受台帳を会派に備えるものとする。

(経理責任者の責務等)

第5条 経理責任者は、政務活動費に係る預金通帳、現金出納簿、収入支出伝票、支出に関する証ひょう等の書類を常に整理し、適切に管理するものとする。

2 経理責任者は、政務活動費に係る支出に関する証ひょうを、条例別表に掲げる項目ごとに整理し、適切に管理するものとする。

(収支報告書等の記載)

第6条 会派の代表者は、条例第7条に定める収支報告書を提出するときは、収支報告書の備考欄に、主たる支出内容の金額を記載するものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定による収支報告書を提出するときは、当該年度の会派の政務活動の概要を記載した政務活動概要報告書(様式1)を添付するものとする。

3 条例第7条第3項の規定により添付する領収書等の写しは、条例別表に掲げる項目ごとに整理し、政務活動費領収書等添付用紙(様式2)に貼付して提出するものとする。

(会派の取扱細則の制定)

第7条 会派は、この要領に基づき、政務活動費の取扱いに関して必要な運用基準及び支払手続等を定めて、政務活動費の適正な執行に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

2 平成25年2月までの分として交付された政務調査費に関する収支報告書等の提出に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

(宛先) 札幌市議会議長

会 派 名

代表者名

政務活動概要報告書

政務活動費に関する取扱要領第 6 条第 2 項の規定により 年度政務活動概要
報告書を提出します。

記

注 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式 2)

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	費	整理番号					
(領収書等貼付面)							
(事業名、使途及び内容等)							
(備考)							
		支出額小計	円				

○札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

平成18年11月28日 議長決裁
平成21年4月1日 一部改正
平成25年2月28日 一部改正
令和4年2月15日 一部改正
令和7年3月18日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）第10条第2項及び同規則（平成13年規則第31号）第7条の規定による収支報告書及び領収書等の写し並びに政務活動費に関する取扱要領（平成17年3月24日議会改革検討委員会決定）第6条第2項の規定による政務活動概要報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧並びに情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議会事務局長は、請求に応じて収支報告書等を閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、収支報告書等を複写したものを議会図書室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。また、政務活動費に関する情報を広報誌及びインターネットホームページに掲載するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第3条 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものと並びに収支報告書等を電子化したものの閲覧は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができる。

2 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

3 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものの閲覧場所及び時間は、札幌市役所本庁舎15階の議会図書室において午前8時45分から午後5時15分までとする。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する本市の休日とする。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者及び収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、それぞれ次の各号に定める手続により閲覧することができる。

- (1) 収支報告書等を閲覧しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式 1）により閲覧請求を行うこと。
 - (2) 収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者は、議会図書室利用の申し出を行うこと。
 - (3) 収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者は、札幌市議会のホームページで閲覧申請を行うこと。
- （写しの交付）

第 6 条 収支報告書等の写しの交付は、札幌市情報提供推進要綱（昭和 63 年 12 月 19 日総務局長決裁）に基づき実施する。

（閲覧者の遵守事項）

第 7 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、危険物など他の者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、ファイルから取り外さないこと。また、閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等を行わないこと。また、収支報告書等を電子化したものは、改ざん等を行わないこと。
- (4) 閲覧時間を遵守すること。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) 閲覧手続には、正しい情報を申告すること。
- (7) 取得した情報を不適切な目的で利用及び流布しないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

（閲覧の中止又は禁止）

第 8 条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（準用）

第 9 条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものの閲覧を行う際の議会図書室の利用については、この要綱に定めるもののほか、札幌市議会図書室管理規程（昭和 28 年市議会告示第 3 号）の関係規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 2 月までの分として交付された政務調査費に係る収支報告書等の閲覧及び情報提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収支報告書等を電子化したもののインターネット上での閲覧申請は、令和 6 年 4 月以降の分として交付された政務活動費を対象とする。

様式 1

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

(閲覧される方は、下記の事項にご記入願います。)

NO.

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閲覧を請求する収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等	